

待機児童の解消に向けて障害となる 事業所内保育及び認可保育園等の設置・運営 における制度上の課題

2017.10.6

ライク株式会社



...planning the Future

— 人を活かし、未来を創造する —

Agenda

1. ライクグループのご紹介
2. 前提
3. 認可保育園等の設置・運営
4. 社会福祉法人との差
5. 保育士の確保
6. 補助金の申請・監査
7. 事業所内保育

1. ライクグループのご紹介



LIKE ライクグループ 概要

社名	ライク株式会社 (LIKE Co., Ltd.)
設立	1993年9月
上場	証券コード:2462 東証1部
所在地	大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビルオフィスタワー19階
代表者	代表取締役社長 岡本 泰彦
事業内容	持株会社・グループ全体の経営方針策定及び 経営管理並びにそれに付帯する業務
従業員数	5,832名(うち、臨時2,358名) (2017年5月末日現在 連結ベース)
事業拠点	本社・東京本社 【ライクスタッフィング株式会社】 本社・支社 13カ所 (東京、大阪、北海道、東北、横浜、埼玉、千葉、 東海、北陸、中国、四国、九州、南九州) サテライトオフィス 10カ所 (北東北、栃木、群馬、茨城、幕張、新潟、静岡、 京都、岡山、沖縄) 携帯電話ショップ 2カ所(京都、大阪)

資本金	1,454百万円
発行済株式数	10,018,500株 (うち自己株式637,203株)
株主数	3,524名 (2017年5月末)
大株主	岡本泰彦 35.1%、 日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口) 12.1% 有限会社マナックス 8.4%
URL	https://www.like-gr.co.jp/
グループ会社	連結子会社: ライクスタッフィング株式会社 株式会社エースタッフ サクセスホールディングス株式会社 株式会社サクセスアカデミー ライクケアネクスト株式会社 (2017年5月1日よりサンライズ・ヴィラから商号変更)



LIKE ライクグループ 概要

LIKE (東証1部:証券コード2462)

人生のどの段階においてもなくてはならない企業グループを目指し、
保育・人材・介護サービスを営む事業会社を持つ持株会社

保育

LIKE ライクキッズネクスト
(東証1部:証券コード6065)

LIKE ライクアカデミー

- ・受託保育サービス
企業・病院・大学等の事業所内
保育施設164ヶ所の受託運営
 - ・公的保育サービス
認可保育園・学童クラブ等の
公的施設153ヶ所の運営
- ※施設数は2016年7月末日現在

人材

LIKE ライクスタッフィング

求職者と企業とのマッチング、
社会で活躍できる人材の育成
などの総合サポート

CAREER DESIGN × ACADEMY

法人顧客向け研修会社

介護

LIKE ライクケアネクスト

東京都・神奈川県・埼玉県に
おける有料老人ホーム等
21ヶ所の運営。24時間看護
スタッフ常駐の施設の割合
が多く、看取りまでを行う

※施設数は2017年7月末日現在

グループ理念

人生のどの段階においても『なくてはならない』企業グループへ
…planning the Future～人を活かし、未来を創造する～

夢をつむぐ
子育て支援

認可保育園、学童クラブ等の運営
企業・病院・大学等の
事業所内保育の受託運営

LIKE ライクキッズネクスト (東証1部:6065)

LIKE ライクアカデミー

希望を生み出す
強い経済

人材派遣
アウトソーシング
人材紹介
採用・教育支援

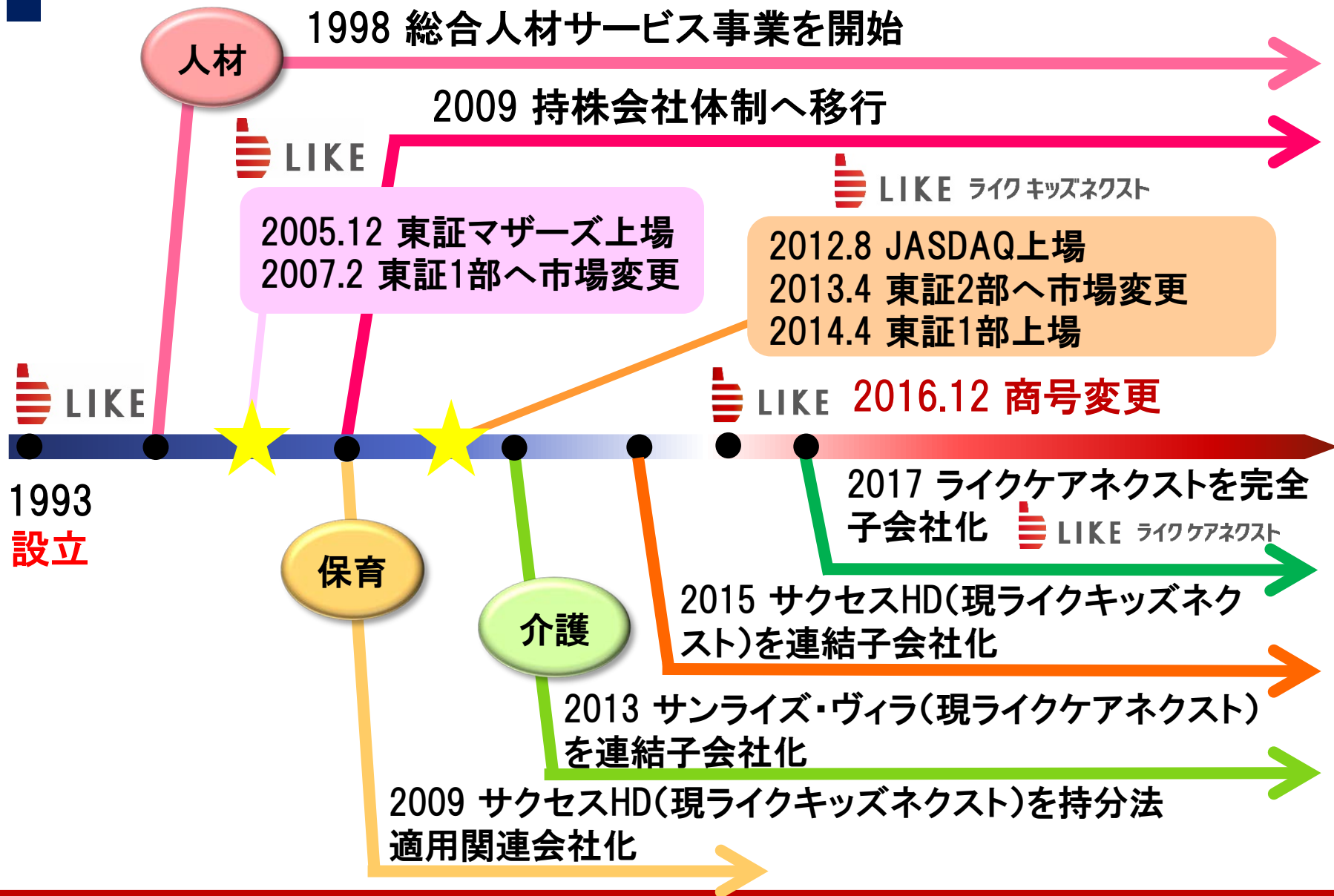
LIKE ライクスタッフィング
CAREER DESIGN ACADEMY

安心につながる
社会保障

24時間スタッフ
常駐、看取り体制を持つ有料
老人ホームの
運営

LIKE ライクケアネクスト

当社沿革



2. 前提

保育所等の設置に係る規制は、国が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」という形で、自治体が拠るべき基準を示した上で、最終的には各自治体が定めることになっており、自治体ごとに規制の具体的内容が異なるのが前提。

- ・国の基準自体に問題はないか
- ・各自治体の規制が不合理に厳しくなっていないか
- ・自治体間で不合理に解釈が異なっていることはないか

といった観点から現状を精査し、見直しや改善が必要と考えられる点について具体的な提案を行う。

3. 認可保育園等の設置・運営

①設置基準

現在、保育所等設置の際に求められる設備については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、各自治体が条例により定めることとなっている。

例えば、建物の2階以上に保育所を設ける際、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」は「避難上有効」な位置に屋内階段・屋外階段等が設置されることを求めており、それに基づいて各自治体が、「2ヶ所2方向避難」の原則等、より具体的な規制を定めている。

(例)東京都『認証保育所施設基準解説』(平成22年10月)
「1建物、設備の基準」(5)「非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2箇所2方向設置されていること。」

①設置基準

しかし、大型ビルのテナントに保育所が入る場合、「2ヶ所2方向避難」の原則を厳格に適用されると、それをクリアできずに設置自体を諦めざるを得ないなど、各自治体における厳し過ぎる規制が保育所設置の高いハードルになっているケースがある。

また、例えば、調理室とそれ以外の部分の防火区画、スプリンクラー・自動消火装置の設置等、国の基準において必要とされているものについても、事業者が経済的に重負担を感じていることが少なくない。

①設置基準

現在、建築基準法(第87条)は、既存の建物を改修して床面積が100㎡以上の保育所等を設けようとする場合は、用途変更の届出が必要である旨定めている。

例えば、マンション等に保育所等を設けようとする際、100㎡の面積基準を超える場合は、当該マンションは、住居から施設へと上記の用途変更の届出が必要になるが、時間的・労力的コストがかかる。

用地確保が困難な都市部においては、既存のビルインでの検討が中心となる上、採光基準、検査済証の有無、耐震基準等でNGとなるケースも多く、設置が難しい。

①設置基準

ご提案：

- 国・各自治体において、現場の実態を踏まえた上で、基準が事業者にとって過度に厳しいものになっていないかの精査
- 上記を精査した上で必要な部分について、経済的に重負担となっている部分に対する財政的な補助の検討

②開園スケジュール

設置基準を満たす用地・建物を確保する時間が不足しており、設置が難しい。

<認可保育園設立スケジュール>

年度 月	平成〇〇年度				平成〇〇年度												平成〇〇年度	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
オーナー協議	●賃貸合意、プラン調整				●賃貸借契約													
設計業務	●企画プラン、実施設計				●確認申請	●監理業務					●済証交付(10月末予定)				●建築・消防検査等			
行政	●事前協議				●事業者決定									●認可申請業務				
保育園事業主	●事前協議、近隣調整				●入札対応	●施工調整、近隣調整								●認可申請業務、開園準備業務			●開園	
躯体・外構工事施工																	●躯体・外構工事は正工事期間(10月1日~予定)	
内装工事施工												●内装工事期間			●内装工事は正工事期間(10月1日~予定)		●建物引き渡し(1月末)	

②開園スケジュール

ご提案：

- 待機児童の統計データについて自治体ごとでなく、全国での開示の検討
- 都市計画段階での保育事業者の参画

③近隣事業者・住民との調整

風俗営業は、風営法に基づき、各自治体が定める条例によって、保育所等を含む保全対象施設からの距離100m程度以内の区域では営業できないこととなっている。また店舗型性風俗関連特殊営業については、風営法により保全対象施設からの距離200メートル以内では営業できず、さらに都道府県がこれに上乗せする形で禁止区域の指定が可能となっている。

この規制は本来保育事業者が保育所を設置することを妨げるものではないが、実際にそういった区域に保育所を設置しようとする場合、風俗営業・店舗型性風俗関連特殊営業側からの反対やクレームがあることが少なくなく、その場合、保育事業者はこれらとの交渉・調整を行わなければならない。

③近隣事業者・住民との調整

最近では、近隣住民の反対により保育所等の建築が困難になるケースも多い。また建築できても、執拗なクレーム等、近隣の反対が長期に渡り園運営の障害になるケースも少なくない。

駅前地域は利便性が高く、待機児童の解消にも効果的と考えられるが、一方で風営法に係る店舗も多く、設置が難しい。また、賃貸物件に保育所等を設けようとする場合、国の補助事業(保育対策総合支援事業費補助金の「賃貸物件による保育所改修費等支援事業」)を用いて整備改修を行おうとすると、複数年交付が認められていないため、住民の反対により時間がかかると、交付事務手続との関係で問題が生じることもある。


③近隣事業者・住民との調整

ご提案：

- 風営法の改定(都道府県による、相違の統一化)
- 保育の供給義務は市町村が負う(児童福祉法第24条)という原則を踏まえた上で、事業者・住民との調整につき、当該自治体が調整役を担うことの検討

④教育サービスの向上

現在、保育所においては、各事業者ごとに英語・体操・音楽等の様々な学習サービスが行われているが、各事業者の負担になっている




そもそも「保育」とは「養護」と「教育」の双方を内包する概念であるが、質の高いサービスを提供する事業者にとっては負担になっているため、質の高い教育を提供する為の補助金の検討

4. 社会福祉法人との違い

①新規参入

自治体からの民営化において、法人格で株式会社が参入できない場合がある。



国として、株式会社が運営してはいけないという決まりはないが、株式会社が参入できない自治体がある。

②税法

法人税について、社会福祉法人は社会福祉事業に該当する保育所運営は非課税となっているのに対し、株式会社立保育所の保育事業は課税対象となっている。

社会福祉法人は、国または地方公共団体等から交付される補助金や助成金のうち、固定資産の取得に充てられるものについては、収益事業に関するものであった場合であっても課税されない(法人税法基本通達15-2-12)。

社会福祉法人は、法人税法および所得税法において特定公益増進法人とされるため、一般の寄付者に対して寄付行為のインセンティブを与えやすい。さらに、みなし寄付金制度により、収益事業の所得を非課税で非収益事業に移せる。

社会福祉法人との違い

ご提案：

- 公募要件が株式会社にとって過度に厳しいものになっていないかの再精査
- 社会福祉事業者に対して、税法上の優遇措置の検討

5. 保育士の確保

①派遣保育士の活用


保育職を希望する求職者のうち、派遣で働くことを希望する割合が年々増えている。

求職者側の希望：

正社員(フルタイム)33.9%、派遣66.1%

求人側の希望：

正社員(フルタイム)79.5%、派遣20.5%



ライフスタイルの多様化により派遣で働くことを希望しているため、能力・スキルが劣るわけではないのに収益上の理由から採用に至らない。

保育士の確保

ご提案：

➤ 派遣保育士の採用に対しての person 費補助の増額

6. 補助金の申請・監査

①補助金の申請

自治体独自の設置基準や助成金加算が一定量発生することはやむを得ないことと認識しているが、現状においては、同じ書式であることがほとんどなく、事務処理に係る人件費が他業種の事業者よりも大きくなっている。また、手書きでの申請も多くある。

また、新たな助成金が展開された際、自治体ごとに解釈が違い、対象範囲や説明会の時期、開始時期等が異なる。

広域で複数の施設を展開する事業者であればあるほど負担が大きく、事業所の複数展開がしづらい。

②監査


多くの自治体では、1園につき入金と出金の最低2つの通帳を用意しなければならない。また現物の提示が必要とされ、ネットバンキングや仮想口座等が使えないケースも多い。その他の提出書類についても、電子的に提出することが認められておらず、紙の書類のみ可とされているケースが多い。

行政監査で求められる会計報告について、企業会計が認められているが、実際の監査は福祉会計ベースでされるため株式会社では福祉会計での書類も必要となる。

広域で複数の施設を展開する事業者であればあるほど負担が大きく、事業所の複数展開がしづらい。

③在職証明書

補助金の申請には、勤務する保育士の過去勤務した事業者全てから在職証明書を手に入れ、証憑として提出することが求められている。



廃業している事業者もあり、求職者の負担も大きく、時間もかかるため就業するまでに時間がかかる。

補助金の申請・監査

ご提案：

- 各自治体において申請・助成金等の書式の統一を検討
- 各自治体において、現物によらない電子的な方法での指導監査への対応の検討
- 企業会計での監査の実現の検討

7. 事業所内保育


①補助金

事業所内保育所の運営は保育事業者に運営委託するケースがほとんどであり、開設企業が補助金をいったん受けて、保育事業者に払うという2段階を経るため、そこで働く保育士の処遇にきちんと処遇改善が反映されない場合がある。また、補助金がいつまで続くかの見通しが不透明なため、開設企業より、契約期間ごと(平均1~2年)に委託費の交渉があり、保育士処遇の向上に向けて大きなネックとなっている側面がある。

保育士にとって処遇が魅力を欠き、事業者にとっても採算が成り立たず、大手で事業所内保育を行う事業者は少ない。

②設備

事業所内保育を検討する開設企業の多くが都市部にあり、場所を確保しづらい。
さらに、満員の電車やバスで通勤することから、子供を連れて行くのが難しい。



通勤ラッシュを避け、出勤時間を遅らせる等の開設企業側の負担と、従業員のメリットも大きく、現実的でないと判断され、開設に至らないことも多い。

事業所内保育

ご提案：

- 事業所内保育事業(保育認定(3号)) および、企業主導型保育事業の見直し、「事務費」の中の「人件費」の助成拡充、「事務費」を直接受託保育事業者へ支給する仕組みの変更等の検討
- 女性専用車両と同じような「子育て専用車両」等の導入の検討